

水防

【水防管理団体】

①市町村

- ・水防事務組合および水防予防組合の区域外における水防を行う。

②水防事務組合

- ・水防に関する事務を共同で処理する市町村の組合。
- ・地形の状況により、市町村が単独で水防できない場合に設けられる。

③水害予防組合

- ・水害の防ぎよという共通の目的を持った人達の公共の組合。
- ・水害予防組合の区域については市町村に責任がない。

【指定水防管理団体】

- ・都道府県知事が水防管理団体のうち水防上公共の安全に重大な関係があると指定したもの。
- ・毎年の訓練が義務づけられている。

【水防団】

- ・水防管理団体に任意で設置される実働部隊。
- ・指定水防管理団体の区域内の消防機関が水防事務を十分に処理できない場合、義務設置する。
- ・消防団と兼任できる。

【消防機関の水防活動】

- ・水防についての責任は水防管理団体にあるため、水防管理者(水防管理団体の長)の統制の下に入る。
- ・水防管理者に消防に対する指揮命令権はなく、消防長や水防団長の指揮命令で行動する。

【水防計画】

- ・都道府県および指定水防管理団体の長が定める。

内容一

- ・水防上必要な監視・警戒・通信・連絡・輸送・ダムまた水門等の操作
- ・水防のための水防団・消防機関・水防協力団体の活動
- ・水防管理団体同士における協力および応援
- ・水防に必要な器具・資材・設備の整備・運用

【水防警報】

- ・国土交通大臣および都道府県知事は、あらかじめ指定した河川および海岸について、待機・準備・出動・警戒・解除などの水防警報を発令する。
- ・水防管理者は水防警報に応じた活動態勢をとらなければならない。

【警戒区域】

- ・水防上緊急の必要がある場所について、水防団長・水防団員・消防機関に属する者は警戒区域を設定できる。
- ・水防団長等は水防関係者以外の者に警戒区域の立ち入りの禁止・制限・退去を命じることができる。